

緊急事態宣言下における事業者・労働者への支援の拡充を求める 会長声明

2020年（令和2年）4月15日

兵庫県弁護士会

会長 友 廣 隆 宣

第1 声明の趣旨

- 1 国は、事業者が支払った休業手当に要した費用を助成する雇用調整助成金の制度活用が進むよう、申請手続の簡素化と支給期間の短縮をさらに進めるとともに、事業者に対する持続化給付金及びその他の給付金制度のさらなる充実を図るべきである。
- 2 国は、2020年4月8日付けの全国知事会の提言に配慮して、緊急事態宣言及び自粛要請に伴う営業損失について、具体的な損失補償に関する実効性のある対処方針、指針を速やかに明らかにすべきである。
- 3 国は、新型コロナウイルスの影響によって十分な給与や休業手当の支給を受けることができない労働者や解雇を余儀なくされた労働者に対し、給付金等の具体的な補償を早期に実現するべきである。

第2 声明の理由

- 1 新型コロナウイルス（COVID-19）の国内感染者が増加の一途をたどっており、令和2年4月12日時点において、確認されているだけでも、感染者が約6750人、死亡者が90人を超える被害となっている。令和2年4月7日には、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）の本部長である内閣総理大臣より、緊急事態宣言が発出された。感染がますます拡大し、かつ、終息の見通しも困難であることから、

国民生活及び社会経済への深刻な打撃が現実化しつつある状況である。

- 2 対策本部からは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日決定、同年4月7日改正）が発出されたが、感染拡大防止については、不特定多数が集まる可能性のある施設の利用制限要請、市民に対する外出自粛要請など方策が記載されているものの、経済・雇用対策については、現時点では、「日本経済を確かな成長軌道へと戻すための思い切った措置を講じていく。」「働く方々の雇用や生活を維持するとともに、中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう制度を整える。」と述べられるにとどまる。
- 3 令和2年1月15日に国内で最初の感染者が確認されてからすでに3か月経過し、その間外出自粛も続いたことから、飲食店をはじめとする新型コロナウイルスの影響を受ける中小企業・個人事業主の経営状態は悪化する一方である。

経営状況の悪化から、労働者へ出勤停止、給与の支払停止の問題が各地で噴出しており、新型コロナウイルスの影響による休業であれば、いわゆる「不可抗力」であるから、労働基準法26条1項の「使用者の責めに帰すべき事由」による休業に当たらず、平均賃金60%の休業手当すら支払わなくてよい可能性があるとの報道もあるなど、休業手当について議論が錯綜している。厚生労働省からは、新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合の休業手当の支給について一定の考え方が示されており、今般の緊急事態宣言に伴う休業手当の支給についても一定の方向性が示されているが、最終的には、事業者の個別具体的な事情に応じた判断に委ねられざるを得ないものと考えられる。

このような状況下では、事業者、労働者それぞれに対して適切かつ迅速な補償や助成ないし生活支援を実現するための制度の構築が不可欠である。

- 4 事業者は、従来からの新型コロナウイルス及び緊急事態宣言の影響で事業が縮小して休業等を余儀なくされる一方、従業員に対する休業手当等の支払の継続が必要となる事態も考えられる。特に、新型コロナウイルスは終息の目途すら立たず、緊急事態宣言による外出自粛要請の直接的な影響を受ける飲食店等にとっては、収入

が減少する中でいつまで休業手当等を支払い続けなければならないのか不透明な状況にある。

現時点でも、事業者に対する支援としては、各種の資金繰り支援に加え、休業手当に要した費用を助成する雇用調整助成金の特例措置の拡大、売上が前年同月比で50%以上減少した事業者に対する持続化給付金（法人については200万円以内、個人事業者については100万円以内）の支給等の制度が準備されつつある。このうち、雇用調整助成金の特例措置については、生産指標要件の緩和や助成率の拡大等の方針が示され、申請書類の簡素化や支給期間の短縮も予定されているところである。一方、持続化給付金については、売上の減少幅の要件が厳しいことに加え、支給額が十分とは言えないものと考えられる。

そこで、声明の趣旨1記載の通り、雇用調整助成金の制度活用が進むよう申請手続の簡素化と支給期間の短縮等をさらに進めるとともに、事業者に対する持続化給付金及びその他の給付金制度のさらなる充実を図るべきである。

5 さらに、全国知事会は、本年4月8日付けで、緊急事態宣言及び自粛要請に伴う事業者の休業やイベントの自粛等による営業損失について国が補償するように提言した。緊急事態宣言にもとづき具体的な措置を行う立場にある都道府県としては当然の要請であり、国は、声明の趣旨2記載の通り、この知事会の提言に配慮して、緊急事態宣言及び自粛要請に伴う営業損失について、具体的な損失補償に関する実効性のある対処方針、指針を速やかに明らかにすべきである。

6 一方、労働者については、事業者の休業に伴い、給与の減少や休業手当の不支給のみならず、解雇を余儀なくされる場合もあり、最低限の生活保障すら危ぶまれる労働者が出てくることが予想される。現時点では、各自治体の社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度も実施されているところであるが、それに加えて、声明の趣旨3記載の通り、収入の減少によって生活維持が困難となる労働者に対し、給付金等の具体的な補償を早期に実現するべきである。

以上